

# 大垣消防組合遠隔移報システム等による火災通報の取扱要綱

令和2年4月1日

消防本部訓令第1号

遠隔移報システム等による火災通報の取扱要綱（平成元年消防本部訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、火災を早期に覚知する観点から、遠隔移報システム等による火災通報を一定の条件を満たす場合に限り承認するとともに、当該通報があった場合の対応等について必要な事項を定めるものとする。

（対象とする通報形態）

第2条 この要綱において、対象とする遠隔移報システム等による火災通報の形態は次のとおりとする。

- (1) 即時通報 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条に規定する自動火災報知設備（以下「自火報」という。）又はそれと同等の火災感知機能を有する設備の火災情報を、まず、警備業者、第三セクター等の第三者機関（以下「業者等」という。）に移報し、業者等の火災対応の一環として、火災確認を経ることなく消防機関に通報されるものをいう。
- (2) 直接通報 自火報と火災通報装置（「火災通報装置の基準」（平成8年消防庁告示第1号）に適合するものをいう。以下同じ。）とを接続し、自火報が作動した旨の情報を、人の手を経ず自動的に119番に通報されるものをいう。

（防火対象物の範囲）

第3条 即時通報及び直接通報（以下「即時通報等」という。）を認める防火対象物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法に基づき直接通報がなされる防火対象物
- (2) 夜間、休日等において無人状態となる学校、保育所等で、直接通報の承認を受けた防火対象物
- (3) 第10条の規定により登録された業者等から即時通報がなされる防火対象物
- (4) その他消防長が必要と認めるもの

（承認条件）

第4条 前条第2号に規定する防火対象物は、次の条件を満たす場合に承認するものとする。

- (1) 法第17条の規定に基づき自火報が防火対象物全体に設置された防火対

象物であること。ただし、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第8条の適用を受ける防火対象物にあつてはこの限りでない。

- (2) 防火対象物の全体にわたって承認申請がなされる防火対象物であること。
- (3) 自火報及び火災通報装置が消防法令に定める技術上の基準に従って設置及び維持管理されていること。
- (4) 非火災報対策が講じられていること。
- (5) 消防機関へ通報後25分以内に、当該防火対象物の関係者（以下「現場派遣者」という。）が現場に到着し、非火災である場合、真火災である場合、いずれにおいても適切な対応ができる体制がとられていること。
- (6) 事前の破壊消防への同意、自火報連動開錠又は現場派遣者による消防機関よりも早い現場到着等、消防部隊が到着後速やかに自火報の受信機に到着し、対応できる手段が確保されていること。
- (7) 火災通報装置は、同時に移報が常時受信できる当該防火対象物の関係者をあらかじめ2名以上指定し、前号に規定する対応が適切に行える体制がとられていること。

（承認申請）

第5条 前条に規定する承認を受けようとする防火対象物の管理権原者は、次の各号に掲げる書類により消防長に申請するものとする。

- (1) 直接通報承認申請書（第1号様式）
- (2) 直接通報対象物現況表（第2号様式）
- (3) 直接通報対応の状況（第3号様式）

2 防火対象物に複数の管理権原者が存する場合は、前項に規定する書類のほか申請者以外の管理権原者の同意書を添付して申請するものとする。

（審査及び承認）

第6条 消防長は、前条の規定により申請を受けた場合は、申請内容を審査し、承認条件に適合していると認めるときは、直接通報承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 消防長は、申請内容が承認条件に適合していないと認めるときは、直接通報不承認通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（承認内容の変更等）

第7条 直接通報の承認を受けた防火対象物（以下「承認対象物」という。）の管理権原者は、承認申請時に提出した第5条第1項第1号の直接通報承認申請書（第1号様式）及び添付書類に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに直接通報承認内容変更届出書（第6号様式）にその内容に係る図書等を添付し、消防長に届け出なければならない。

2 防火対象物の管理権原者は、直接通報に係る通報を取り止める場合は直接通報取止届出書（第7号様式）により消防長に届け出るものとする。

3 前2項の変更等に伴う手続きは、第6条の規定に準じて行うものとする。  
（承認の取消し）

第8条 消防長は、承認対象物が、次の各号のいずれかに該当し、指導によっても速やかに改善されないときは、当該承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 第4条に規定する承認条件に適合しないと認められる場合
- (2) 現場派遣者が所定の時間内に現場到着しなかった場合
- (3) 有人時に通報がなされた場合
- (4) その他承認の継続が不相当であると認められる場合

2 消防長は、前項の規定により承認を取り消すときは、直接通報承認取消通知書（第8号様式）により防火対象物の管理権原者に通知するものとする。

（業者等の登録申請）

第9条 第3条第3号の規定により即時通報を行う業者等は、即時通報業務登録申請書（第9号様式）に次の各号に掲げる図書等を添付して、消防長に登録を申請するものとする。

- (1) 定款等会社の概要及び業務概要
- (2) 基地局、待機所等の所在及びそれぞれの警備員数並びに責任者氏名
- (3) 待機所ごとの配置車両
- (4) 移報受信後の基地局、待機所等の対応状況
- (5) 基地局、営業所ごとの教育担当者の状況及び教育計画
- (6) 即時通報に用いる機器等の概要及び機器ごとの仕様図書
- (7) 即時通報に用いる機器等の保守管理の方法及びその状況
- (8) その他消防長が必要と認めるもの

（審査及び登録）

第10条 消防長は、前条の規定により申請を受けた場合は、次に掲げる事項（以下「登録条件」という。）について適合しているか審査するものとする。

- (1) 基地局、営業所ごとに、「消防法施行規則の一部を改正する省令について」（昭和58年12月2日付け消防予第227号消防庁次長通知）に基づく防火防災管理教育担当者資格講習を修了した者のうちから教育担当者が指定されていること。
- (2) 防火防災教育が、当該教育担当者により、組織的、計画的に実施されていること。
- (3) 当該教育担当者は、講習修了後概ね3年ごとに再講習を受講しているこ

と。

- (4) 即時通報に適切に対応できる体制を有していること。
- (5) 即時通報に用いる機器等の設置及び維持管理が適正であること。
- (6) その他消防長が必要と認めること。

2 消防長は、前項に規定する登録条件を満たしていると認めるときは、即時通報業務登録通知書（第10号様式）により申請者に通知するものとする。

3 消防長は、第1項に規定する登録条件に適合していないことにより登録を行わない場合は、即時通報業務登録抹消等通知書（第11号様式）により申請者に通知するものとする。

（登録内容の変更等）

第11条 登録した業者等は、登録申請時に提出した第9条の即時通報業務登録申請書（第9号様式）及び添付書類に記載した事項に変更が生じた場合は、即時通報業務登録変更（取止）届出書（第12号様式）にその内容に係る図書等を添付して、消防長に速やかに届け出なければならない。

2 登録した業者等は、当該業務の取り止め等により登録の必要がなくなった場合には、即時通報業務登録変更（取止）届出書（第12号様式）により、消防長に速やかに届け出るものとする。

3 前2項の規定により届け出があった場合の審査は、前条の規定に準じて行うものとする。

（登録の抹消）

第12条 消防長は、登録された業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録有効期限内であっても当該登録を抹消することができるものとする。

- (1) 第10条第1項に規定する登録条件に適合しないと認められる場合
- (2) 現場派遣者の現場への到着が繰返し遅延したと認められる場合
- (3) 即時通報時における通報担当者の通報内容、現場派遣者の措置等が著しく不適當であると認められる場合
- (4) その他登録の継続が不適當であると認められる場合

2 消防長は前項の規定により登録の抹消をする場合には、即時通報業務登録抹消等通知書（第11号様式）により申請者に通知するものとする。

（登録の更新）

第13条 業者等の登録有効期限は、登録の日から3年間とし、3年ごとに即時通報業務登録更新申請書（第13号様式）に第9条に規定する図書等を添付して、更新の申請を行うものとする。

2 前項の規定により申請を受けた場合の審査は、第10条に準じて行うもの

とする。

- 3 消防長は、審査の結果、支障がないと認めるときは、即時通報業務登録更新通知書（第14号様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（事後報告）

第14条 消防署長は、即時通報等によって防火対象物に消防部隊が出場した場合（法に基づく直接通報によって出場した場合を除く。）は、業者等又は防火対象物の関係者から通報があった日から10日以内に消防機関への通報に係る実態報告書（第15号様式）を提出させるものとする。

- 2 消防署長は、即時通報等による通報が非火災報であった場合は、当該防火対象物の管理権原者に非火災報対策の改善（計画）書（第16号様式）を提出させるものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、従前の規定により承認を受けた防火対象物又は業者等の登録は、この要綱による承認又は登録を受けたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の様式により作成されている書類は、改正後の様式の規定により作成されたものとみなす。

附 則（令和3年3月29日消防本部訓令第1号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。